論　説

# わが国の獣医療の発展のために，動物看護師のために

太田光明†（日本動物看護職協会会長・麻布大学獣医学部教授）

「チーム獣医療」にとって動物看護師の存在は欠かせない．そのことは，欧米諸国の動物医療の変遷及び現状を見れば，自明の理である．本来であれば，欧米諸国のように，わが国の動物看護師も“国家資格”であるべきであろう．しかし，わが国の動物看護に関わる人材の養成には，質的に大きな問題がある．結果的に，現在の“動物看護師”は玉石混淆の状態にあり，公的資格化には少なくとも「高位平準化」が不可欠である．

## 1　主　な　経　緯

日本獣医師会・小動物臨床部会個別委員会（第1回動物診療補助専門職検討委員会，平成18年12月19日(火)）の議事録によれば，

(1) 平成元年，日本獣医師会は，「AHT養成施設認定のための基本的考え方」を提示，地方獣医師会の意見を聴取した結果，AHT養成施設の認定に本会が取り組むのは時期尚早とする意見が大勢を占めた．

(2) 平成13年，日本獣医師会小動物委員会において「動物医療における動物看護士のあり方について」の検討を実施，平成15年，今後の対応について①「診療補助行為」の範囲の明確化等，②動物医療に係る補助者の養成及び認定のあり方等をまとめた報告書が提出された．

(3) 平成15年7月，前記 (2) の報告をもとに，今後における動物診療に係る補助業務の位置づけのあり方を「いわゆる動物看護士の現状と課題」として整理し，日本獣医師会雑誌に掲載．広く本件についての関係者間の協議の推進を求めた．

(4) 平成17年，農林水産省に設置された「小動物獣医療に関する検討会」において，「獣医療補助者について」検討がなされた．

(5) 平成17年，日本獣医師会において職域別部会制度が施行され，小動物臨床部会の常設委員会である小動物委員会における検討課題として「動物医療補助者制度のあり方」が取り上げられ，その第3回委員会（平成18年4月26日）において，動物医療補助者制度のあり方についての検討を行う上で，現状で民間団体が実施している動物看護師等の認定の現状と課題についての説明があった．その後，議論を進める上での資料として「動物医療補助専門職資格の制度化に向けて」が示され，さらに，本件に係る個別委員会を動物診療補助専門職検討委員会として組織し，具体的な検討を進めることが合意された．

その後，6回の会議を重ね，平成21年4月15日，一般社団法人 日本動物看護職協会（森　裕司会長）が設立された．さらに平成21年11月27日，日本獣医師会小動物臨床部会の個別委員会に「動物看護職制度在り方検討委員会」を設け，2年間にわたり，①動物看護職の就業環境整備，②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一的実施に向けて），③動物医療チーム医療体制の整備（パラメディカル専門職としての国家資格制度化）などを議論し，「動物看護師統一認定機構」の設立を決定した．「動物看護師統一認定機構」は，日本動物看護職協会（機構事務局）をはじめ，民間認定団体，養成機関に加えて日本獣医師会，日本獣医学会の10団体から構成された．当初，獣医学術団体である日本獣医学会から機構の代表者を推薦していただくよう，調整役の日本獣医師会 山根義久会長を中心として，関係者が強く働きかけた．しかし，「学術面での協力は惜しまないが，事業運営に直接の責任を有する機構の代表者は，日本獣医学会代表者の任ではない」として，代表者の推薦を固辞．結果的に，関係者の懇請によって，「機構の事業が緒に着くまで」を条件に直接の関与を固辞されていた山根会長が機構長に就任することになった．

機構が実施する統一試験は平成25年2月に予定されている．

## 2　現　　状

一昨年，社団法人 日本獣医師会等の獣医療関係団体によって「獣医療提供体制整備推進協議会」が設立され，農林水産省の補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」が始められた．そのなかで日本動物

† 連絡責任者：太田光明（麻布大学獣医学部動物応用科学科人間関係学教室）
〒252-5201　相模原市淵野辺1-17-71　☎042-754-7111　FAX 042-786-7147　E-mail : mohta@azabu-u.ac.jp

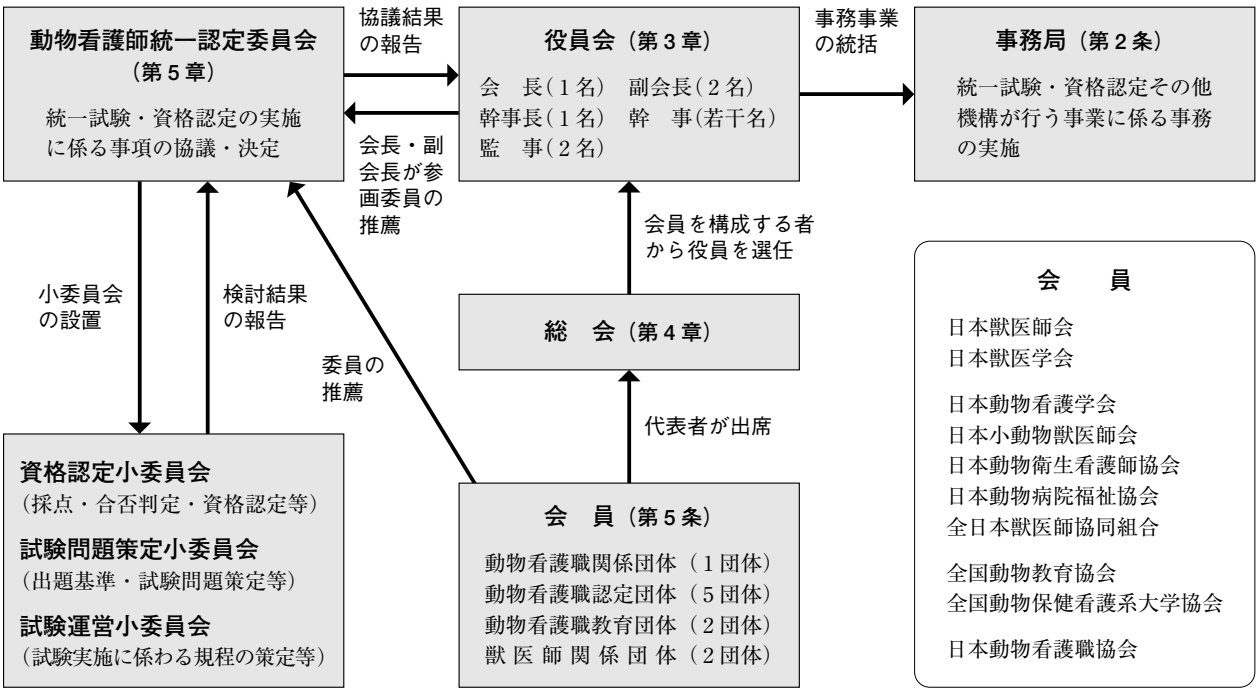


図　動物看護師統一認定機構の組織

看護職協会が担当する事業として「獣医療連携強化検討委員会」を設置し，「動物医療の現状」及び「動物看護職・獣医療技術職」の実態調査（「獣医療の提供に係る獣医療補助者との連携・協力の在り方に関する調査」）が行われた．その概要を以下に示す．

回答者は獣医師1,631人（産業動物241人，小動物1,224人，公務員166人），動物看護師2,061人であった．

**調査結果の概要：**

A．性別は，獣医師は男性が多いのに対して，動物看護師は95％が女性であった．

B．年齢は，産業動物獣医師は40代以下が半数程度なのに対し，小動物獣医師，公務員獣医師2/3～3/4．動物看護師は，50代以上が2％，2/3が20代と若年齢層であった．

C．学歴は，獣医師は大学卒が3/4それ以外は大学院，動物看護師は専門学校・短大が3/4，大学は1/10であった．

D．産業動物診療施設において，獣医療補助者（動物看護師）を雇用しているのは12％，小動物診療施設において動物看護師を雇用しているのは約90％，公務員の勤務する施設において獣医療補助者（動物看護師）を雇用しているのは18％あった．

E．全国の動物病院では2～3万人の動物看護師が働き，動物看護師がゼロの病院は10％以下であった．

F．獣医師も，獣医療補助者（動物看護師）もほとんどが正職員であった．

G．獣医師の勤務年数は，産業動物は30～40年が多く，小動物，公務員は全ての幅に分散，獣医療補助者は（動物看護師），4/5が10年未満であり，5年以上勤務している者はわずかに23％であった．

H．勤務時間は，産業動物獣医師，公務員獣医師は8～9時間が最も多く，小動物獣医師・獣医療補助者（動物看護師）は10～11時間が最も多かった．

I．平均給与（月給）は産業動物獣医師57万円，小動物獣医師49万円，獣医療補助（動物看護師）は，3/4が20万円未満であった．賞与は，産業動物獣医師，小動物獣医師とも半数以上がない．獣医療補助者（動物看護師）は2/3が支給されていたが，3/5が50万円未満であった．

J．獣医療補助者（動物看護師）の資格は，3/5が持っていた．そのほとんどが，日本小動物獣医師会，日本動物病院福祉協会，日本動物看護学会，日本動物衛生看護師協会，全日本獣医師協同組合の認定する資格であった．一方で，何の資格も持たない者が36％にものぼった．

K．産業動物獣医師で獣医療補助者（動物看護師）を「必要」，「どちらかといえば必要」としているのは45％，公務員獣医師では44％であった．

L．獣医療補助者が公的資格である必要があると感じているのは，産業動物獣医師で25％，小動物獣医師で47％，公務員獣医師で32％であった．

平成22年度のこの調査結果を受けて，平成23年度にさらに調査を行った．つまり，①小動物分野では，すでに，約90％の施設が動物看護師を雇用しており，小動物獣医療では動物看護師は必須の存在であることが明らかになった．一方，②産業動物分野・公務員分野では「必要～どちらかといえば必要」としているのが約半数近くであり，さらなる調査・分析と検討が必要と判断した．そこで，平成23年度は，ペットの飼い主を対象者として，①動物看護師及び公的資格の必要性と②動物看護師に必要な業務内容に絞り，調査した．対象者の総数はペットの飼い主1,573人であった．その結果，

M．“「動物看護師」は必要と思うか？”との問いに対して，92％の飼い主の方が“必要”と答えた．また，67％の飼い主は，“国家資格など公的資格がよい”と答えている．その理由として，“安心できるから”（36％）と“信用できるから”（41％）を合わせて77％の飼い主が“公的資格”による安心・信用を求めていることが分かった．このことに関して，“民間資格であること自体が問題！”と答えた飼い主（医療関係者）もいた．

N．“「動物看護師」の仕事”として“必要”あるいは“重要”と思うもののなかに，現在，獣医師のみに認められている“採血”や“注射”があったことは，過去の調査（平成22年度調査）と類似したものであった．

## 3　課　　題

「動物看護師」を考えるとき，その初期の議論において，①「診療補助行為」の範囲の明確化，②動物医療に係る補助者（動物看護師）の養成及び認定のあり方（動物看護師の高位平準化対策），及び③動物看護職の就業環境整備があり，そして④パラメディカル専門職としての国家資格制度化があった．これらのうち，どれが実現したのであろうか？

少なくとも小動物獣医療に関して，「動物看護師」の存在は不可欠である．さまざまな調査の結果はそのように答えている．また，国家資格あるいは公的資格に対して，ペット（小動物）の飼い主は，極めて肯定的である．さらに，飼い主は“「動物看護師」の仕事”として，獣医師のみに認められている“採血”や“注射”は動物看護師にも“必要と思う”と答えている．

こうした現実に対して，少なくとも半数の獣医師は好意的ではない．なぜ好意的でないのか？　その答えの一つに，“現在の「動物看護師」の能力に疑問を持っている”ことがあるかも知れない．

動物看護師統一認定機構には動物看護師の「高位平準化」を最優先課題としてとらえ，そのために全力を尽くすことが期待されよう．